

地域密着型サービスの運営状況について

(1) 地域密着サービスとは

地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス。原則として事業所の所在する市町村の住民が利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限を有する。

(2) サービスの種類・市内における整備状況

地域密着型サービスの種類については、次の 6 種類がある。市内における整備状況は平成 23 年 7 月 1 日現在の状況である。

①小規模多機能型居宅介護

通いサービスを中心に、要介護者の様態や希望に応じて訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせて、顔なじみのスタッフがサービスを提供し、居宅における生活の継続を支援する。登録利用定員は 1 事業所あたり 25 名以下で、市内に 1 箇所（登録定員 25 名）開設。

②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者に対し、少人数で共同生活を送る施設（ユニット）において、家庭的な環境と地域住民の交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行う。定員は 1 ユニット 9 名で、市内に 7 箇所 14 ユニット（定員合計 126 名）開設。

③認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が、デイサービスセンター等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を行う。市内に 1 箇所開設。

④夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回または通報により介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話などを行う。市内では未整備。

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 名以下の小規模の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）。市内では 1 箇所（定員 29 名）開設。

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 名以下の有料老人ホームなどの介護専用型特定施設(※)に入居している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練を行う。市内では未整備。
※要介護認定を受けている被保険者のみ入居できる特定施設

(3) 第4期介護保険事業計画における整備進捗状況

サービス種類	整備目標	整備状況
小規模多機能型居宅介護	1箇所（登録定員25名）	公募したが、開設要望者なし
認知症対応型共同生活介護	1箇所（定員1ユニット9名）	平成23年4月開設
認知症対応型通所介護		開設要望者なし
夜間対応型訪問介護		開設要望者なし
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1箇所（定員29名）	平成23年4月開設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1箇所（定員29名）	平成22年度に事業者選定後辞退

(4) 今後の整備について

第4期介護保険事業計画における整備目標を達成できていない、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については、第5期計画期間のサービス需要見込み量や国・大阪府の動向を踏まえつつ、今後の整備計画を検討する。また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についても、サービス需要見込みや中河内圏域における施設整備計画等との調整を行いながら、第5期計画期間における整備を検討する。なお、平成24年4月の介護保険法改正により、新たなサービスが創設されることとなっているので、詳細がわかれば検討する。

(5) 地域密着型サービス事業所の指定について

地域密着型サービス事業所の指定については、市広報誌やホームページにより広く公募した開設要望者に対して、「柏原市地域密着型サービス事業所整備指針」・「柏原市地域密着型サービス事業所審査基準」に照らし事前審査し、適合した開設要望者については、「柏原市地域密着型サービス事業所指定事務取扱要綱」に基づき事前協議を実施し、整備の適正かつ公平性を保つため、運営委員会（柏原市高齢者いきいき元気計画委員会）に意見聴取し、開設者を選定する。

選定された開設者は、具体的な建物の計画、人員配置等開設に必要な協議を行った上で、「柏原市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則」に基づき、指定申請を行う。

(6) 地域密着型サービス事業所の運営状況について

指定後は、介護保険法や厚生労働省が定めた基準等に則り運営しており、指定の内容に変更があった場合は、変更届を市へ提出することとなっている。指定有効期間は6年の更新制となっており、更新申請の際には、適正な運営を行っているか確認している。また、各サービス事業所において、利用者・家族・地域住民の代表・市職員・地域包括支援センター職員等により構成される運営推進会議を、概ね2ヶ月に1回開催しており、事業所の活動状況を報告し評価を受けている。(各事業所の状況等は別紙参照。)

(7) 指導・監査について

地域密着型サービス事業所に対し指導を行い、介護保険制度の周知や、不適切なサービス提供や不正請求等を未然に防止するよう努めている。また、不正等が疑われる場合は監査を実施し、厳しく対応することとしている。

- ①指導…事業所に対し、介護保険制度の周知や適切な運営を促すために実施するもの。
対象事業者が一堂に会して実施する集団指導と、各事業所に出向いて関係書類や帳簿、記録等を実施する実地指導などを行っている。平成23年度は4事業所に対し実地指導を実施した。
- ②監査…不正請求や虐待が疑われる事業所に対して実施する。改善がみられない場合は効力の一部停止や指定取消し等の処分を実施する。